



特集



10月7日 全国一斉に 国勢調査を実施します

●問合先 情報政策課情報公開・統計係 (☎☎☎5491)

今年度は、5年に1度、全国一斉に実施される『国勢調査』の年です。国勢調査は国内の人口や世帯の実態を明らかにするために実施されます。調査結果は、社会福祉や防災対策などの国や地方自治体の行政資料として利用され、企業活動においては重要な資料としてさまざまなかたちで利用されています。

一人一人の調査回答が、結果的に私たちの暮らしに反映される大切な調査であり、回答することは国民の義務とされています。しかし、多忙で調査票に回答する時間がないと思う人や、面倒だと感じる人もいるかもしれません。また、自分や家族の個人情報は大丈夫なのかと不安を持つ人もいます。

今回の特集では、第1回調査から100年目の節目を迎えることにより調査の歴史を振り返るとともに、国勢調査とは何か、なぜ回答しなければならないのかなど、調査の目的や重要性を改めて考えます。また、前回調査（平成27年実施）から導入されたインターネット回答や、実施スケジュールなどについてお知らせします。

国勢調査とは



国勢調査は、大正9年に1回目の調査が実施されてから今回の調査で100年目の節目を迎えます。そもそも国勢調査とは、どのような調査なのか。これまでの国勢調査の歴史を振り返りながら調査の目的や必要性を紹介します。



総務省統計局イメージキャラクター

最も基本的で重要な調査

国勢調査は、10月1日時点で日本に住むすべての人を対象とする調査で、5年に1度実施されます。

国勢調査の他にも、『全国家計構造調査』や『就業構造基本調査』など、統計法で定められる多くの統計調査が実施されていますが、その中でも国勢調査は、最も基本的で重要な調査として位置づけられています。

この調査で、国内の人口や世帯構成のほか、就学・職業・住宅の状況など正確な情報を把握することができます。ありのままの実態を明らかにすることで、調査結果から傾向や課題、対策を検討することができます。行政が進むべきまちづくりなどに生かすことができます。そのため、一人一人の協力と、正しい回答が必要なのです。

道のりは険しい 国勢調査の歴史

■国勢調査の原型

日本の国勢調査の原型は明治12年に太政官正院の役人、杉亨二が中心となって現在の

山梨県で行った『甲斐国現在人別調』と言われています。この調査は、全国的な国勢調査の実施に向けての試験調査として行われましたが、当時の財政事情、統計への理解が十分に浸透していなかったため、本調査の実施には進みませんでした。



↑杉亨二 国立国会図書館『近代日本人の肖像』

■念願の第1回調査

明治35年に『国勢調査ニ関スル法律』が定められ、明治38年に第1回国勢調査を実施する予定でしたが、戦争により調査は流れてしまい、『甲斐国現在人別調』から40年後、法律制定から18年後の大正9年に原敬内閣のもとで実施されました。調査の結果、各地の山中で、それまで知られていなかった集落が発見されたという記録もあります。

■時代とともに進化

昭和35年の第9回調査では大型コンピュータが導入され、昭和40年の第10回調査には、調査票がパンチカード式からマークカード方式に変更

されました。それから時代は流れ、平成22年の第19回調査では郵送による提出方式が、さらに平成27年の第20回調査では全国的にインターネットによる回答方式が導入されました。

なぜ調査日は10月1日なの？

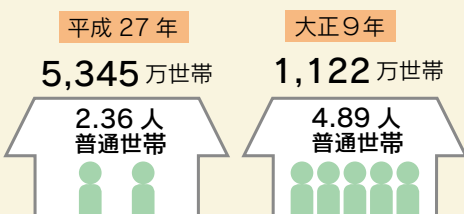
第1回調査の報告書によると、当時、人口の大半を占めていた農業従事者にとって比較的忙しい時期ではなく、かつ1年の4分の3を経過していたことから10月1日を最も適当な調査の日として決められました。

『国勢』の言葉に佐賀の有名人が関係していた

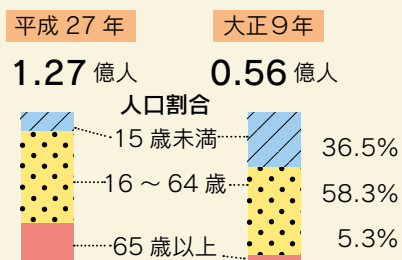
『佐賀の七賢人』の一人で、明治14年に統計院を設立し、初代統計院長に就任した佐賀県出身の大隈重信。設置の建議書には、『国勢』という言葉を使い、統計の重要性を訴えています。さらに、明治29年に国会で決議された『国勢調査ニ関スル建議』に、『全国ノ情勢』と書かれています。国勢調査は、『国の勢い』を調査するものと思われがちですが、『国の情勢』を調べるものなのです。

世帯数は約5倍に増加

1世帯当たりの人員は約1/2に



人口は約2.3倍に増加



データで見る日本の今と昔

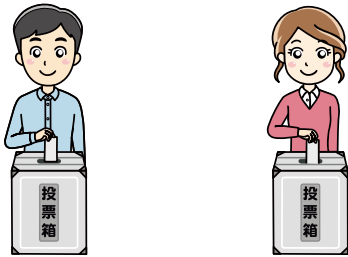


もしも国勢調査がなかったら…

国勢調査の調査結果はどのように使われているのでしょうか。「自分1人が調査に協力しなくても、調査結果には何も影響ない」と思う人もいるのではないのでしょうか。いえいえ、そんなことはありません。みなさんの調査結果が、公的機関はもちろんのこと企業や学術団体でも活用され、私たちの暮らしを支える重要な情報基盤になっています。

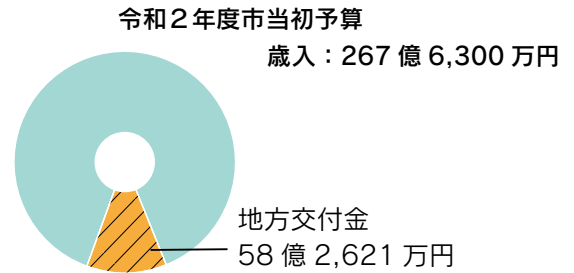
1 衆議院小選挙区を正確に改定できず、国民の意向を均等に国政に反映できません

衆議院小選挙区の各選挙区の人口が均衡するよう国勢調査の『人口』をもとに改定されます。つまり、地域ごとの人口が正確に分かれないと、国会議員の定数を各地域に割り当てられず、全国各地の国民の意向を均等に国政に反映させることができなくなります。



2 地方の重要財源である『地方交付金』が正しく配分されません

『地方交付金』とは、地方自治体の財源を均等に保つことで、どの自治体もばらつきのない行政サービスができるように、政府が国税の一部を自治体に配分しているものです。法律で定められている交付額の算定には、『人口』や『都市計画区域における人口』、『世帯数』などの国勢調査の結果が使われています。



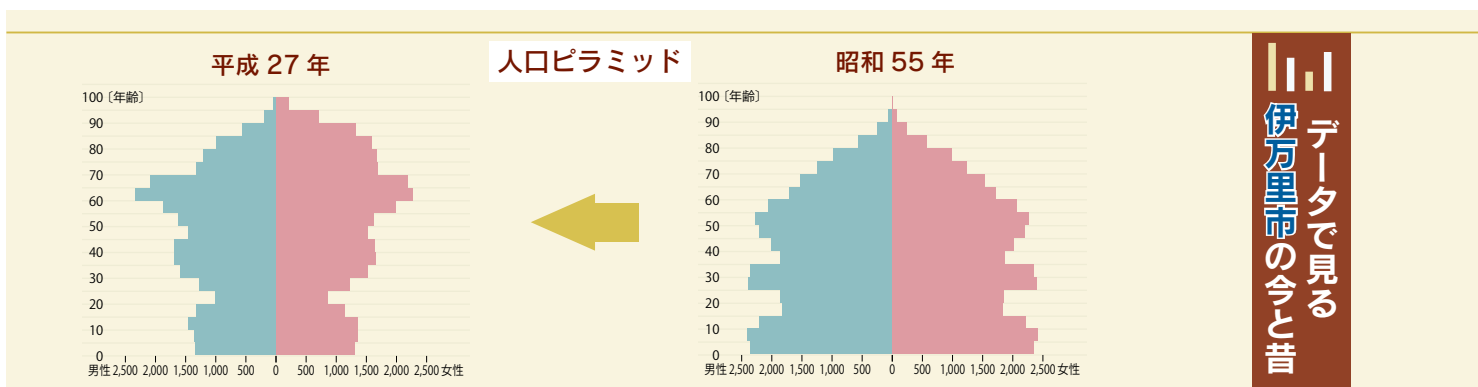
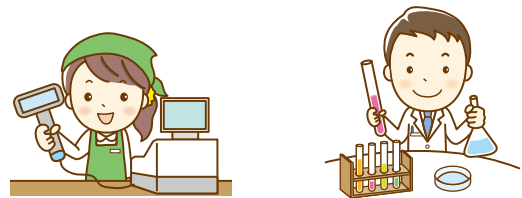
3 子どもから高齢者まで安心して暮らせるための基礎資料に欠かせません

安心して子どもを産み、育てる環境の整備や、高齢者福祉、児童福祉、母子・父子福祉など各種施策を立案するための基礎資料を作成するために、国勢調査から得られる『ひとり暮らしの高齢者数』や『高齢者のある世帯数』『母子・父子世帯数』などの地域別統計が利用されています。



4 行政だけではなく、私たちの身近な生活にも影響します

調査結果は、学術研究や企業、団体の製品・サービスの開発や消費者の需要予測などに利用されています。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの小売店舗の立地計画などにも活用されています。



データで見る
伊万里市の今と昔

進化する国勢調査



前回の調査（平成 27 年実施）から、調査票へ記入する方法のほかに、新たにインターネットで回答する方法が採用され、どちらかを選んで回答することができるようになりました。これは、回答時間の短縮や簡単に便利な提出方法などにより、皆さんの負担軽減と利便性を向上させたものです。ここでは、その内容について紹介します。

簡単に便利なインターネット回答

9月14日（月） → 10月7日（水）

インターネットに接続できる環境や端末（パソコンやタブレット、スマートフォンなど）がある場合は、ぜひ利用してください。

1 アクセスする

調査員が配布する調査書類を用意し、パソコンやタブレット、スマートフォンなどの端末から回答サイトにアクセスします。

3 ログインする

調査書類中の『インターネット回答利用ガイド』に記載されている『ログインID』と『アクセスキー』でログインします。



←インターネット
利用ガイド

2 回答する

画面の案内にしたがって回答します。最後にパスワードを設定し、送信すれば回答終了です。

回答時間は世帯員 1 人当たり
約 10 分



調査票に記入して回答することもできます

10月1日（木） → 7日（水）

調査員が配布する資料に調査票が同封されていますので、記入して提出してください。提出は同封の返信用封筒に入れて、郵送するか調査員に提出してください。



←裏面も
あります

担当者から

新型コロナウイルス感染症が全国的に流行している今年は、「人との接触をなるべく避けたい」という人も多いのではないのでしょうか。そのようなときこそインターネットで回答しませんか。いつでも簡単に回答することができます。また、入力漏れをチェックすることもできるのでお勧めです。



情報政策課
情報公開・統計係
加川 啓一郎

調査の流れ

9月14日（月）～20日（日）

調査票やインターネット回答用IDなどをすべての世帯に配布

いずれかの方法で回答

9月14日（月）～
10月7日（水）

世帯でインターネット回答

調査票に記入して回答

10月1日（木）～7日（水）

調査員に手渡し

郵送で提出

回答完了

未来のための国勢調査



国勢調査の結果は、国や地方自治体の各種行政施策において利用されるほか、企業での店舗の立地計画や教育機関での学術研究などに幅広く利用されます。私たち一人一人が、調査の意義とその重要性を認識してしっかりと回答しなければなりません。

私たちや子どもたちの明るい未来のために国勢調査へのご協力をお願いします。

どんな人を
調査するの？

国勢調査は、10月1日現在で外国人を含む国内に住んでいる人と世帯が対象です。住民票（住民基本台帳への登録）の有無にかかわらず、ふだん住んでいる場所や生活状況などを調査します。

また、正確な統計を作成するために、統計法には国勢調査の項目に回答する義務が定められています。回答を拒んだり、虚偽の回答をしたりした場合の罰則規定もあります。

調査員から

100年の節目を迎える今回の国勢調査に調査員として参加させていただきます。

調査の結果は、私たちの生活をよりよくしていくための施策に生かされます。調査へのご協力をよろしくお願い致します。



えがしら
国勢調査員 江頭 清隆さん

調査員はこれを身に付けています



調査員が伺います

総務大臣から任命された調査員（非常勤の国家公務員で、市では地域選出の268人と施設委託分の6施設9人）が各世帯を訪問し、家族の人数、回答方法を聞き取りのうえ、調査書類を配布します。

自宅を留守にする場合

調査期間中（9月上旬～10月上旬）に長期間、自宅を留守にする場合は、情報政策課情報公開・統計係（☎️0235491）に連絡し、調査書類の配布や回収の日時などを相談してください。

個人情報を守られます

調査員をはじめとする調査関係者には、調査で知り得た情報の保護や調査票の取り扱いについて、統計法で厳格な規定が設けられています。

世帯から提出された調査票の封筒に封がされている場合は、調査員は開封せずにそのまま市に届けます。また、インターネット回答は、入力内容を暗号化して送信するほか、不正アクセスを24時間監視します。

なお、回答内容は、統計の作成・分析以外の目的で使用されることはありません。

『かたり調査』に注意

調査員は、金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号などを尋ねたりすることはありません。

調査員は必ず『国勢調査員証』を身に付けています。不審に思ったら、情報政策課情報公開・統計係に連絡してください。



回答方法などが 分からないときは

調査票の記入のしかたや、インターネット回答の入力方法などが分からない場合は左記に問い合わせてください。
※調査票の提出方法は、調査員に相談してください。

●問合先

国勢調査コールセンター

▽開設期限 10月31日（土）

▽受付時間

午前8時～午後9時

（土・日曜日、祝日も利用可）

◆ナビダイヤル

0570-07-2020

◆IP電話の場合

03-6636-9607

※いずれも通話料が必要です。